

公益社団法人びわこビジターズビューロー役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第26条の規定に基づき、この法人の役員の報酬等の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事および監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の理事とは、役員のうち常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬等であって、その名称にかかわらず、費用とは明確に区分されるものをいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費および手数料等の経費であって、報酬とは明確に区分されるものをいう。

(報酬等の区分)

第3条 報酬等は、常勤の理事のみに支給することとし、非常勤の理事および監事に対しては、支給しない。

2 常勤の理事（滋賀県職員である者を除く。）に対して支給する報酬等は、報酬および期末手当とする。

3 常勤の理事（滋賀県職員である者に限る。）に対して支給する報酬等の種類（通勤手当に相当するものを除く。）およびその額は、滋賀県職員に支給される給料等の例によるものとし、必要な事項は別に定める。

4 役員には退職慰労金は支給しない。

(報酬の算定方法)

第4条 常勤の理事（滋賀県職員である者を除く。）の報酬等の額は、別表第1に定める額を上限とし、理事会の決議により定める。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事の報酬等の支給方法は、職員の例による。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、総会の決議により行う。

(補 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年5月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月7日から施行する。

別表第1（第4条関係）

支給対象	専務理事
報酬および期末手当の額	年額 6,000,000円以内